

一般廃棄物処理基本計画

(平成24年度～平成33年度)

【概要版】

平成24年3月

磐田市

目次

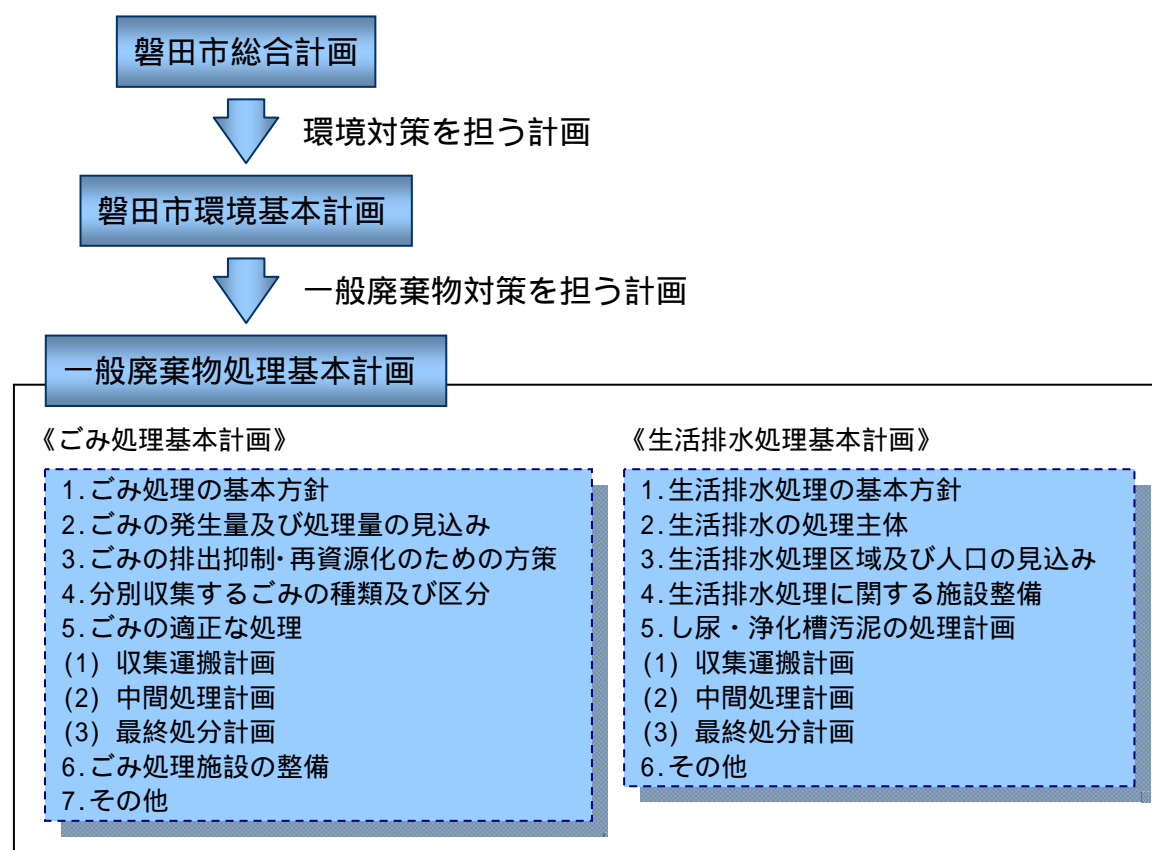
第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
第2章 ごみ処理基本計画	2
1. ごみ処理基本計画の基本方針	2
2. 目標設定	2
3. ごみ排出量及び処理量の見込み	3
4. ごみ処理の流れ	4
5. ごみの排出抑制・再資源化のための方策に関する事項	5
6. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	9
7. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	10
8. ごみの処理施設の整備に関する事項	12
9. その他ごみの処理に関し必要な事項	12
第3章 生活排水処理基本計画	13
1. 生活排水処理基本計画の基本方針	13
2. 目標設定	14
3. 生活排水処理人口の見込み	14
4. 生活排水処理の流れ	15
5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	15
6. その他生活排水処理に関し必要な事項	17
参考資料 用語集	18

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本計画は、市民生活に密接に関わる環境問題のテーマの一つ「一般廃棄物(ごみ・生活排水)」の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定するものです。

また、本市のまちづくりの基本となる最上位計画の「磐田市総合計画」と環境問題に関して総合計画を補完する「磐田市環境基本計画」における資源循環型社会の構築に関する取り組みや水質浄化など水環境保全に関する取り組みなど、一般廃棄物対策を担う個別計画としても本計画が位置付けられます。



2. 計画期間

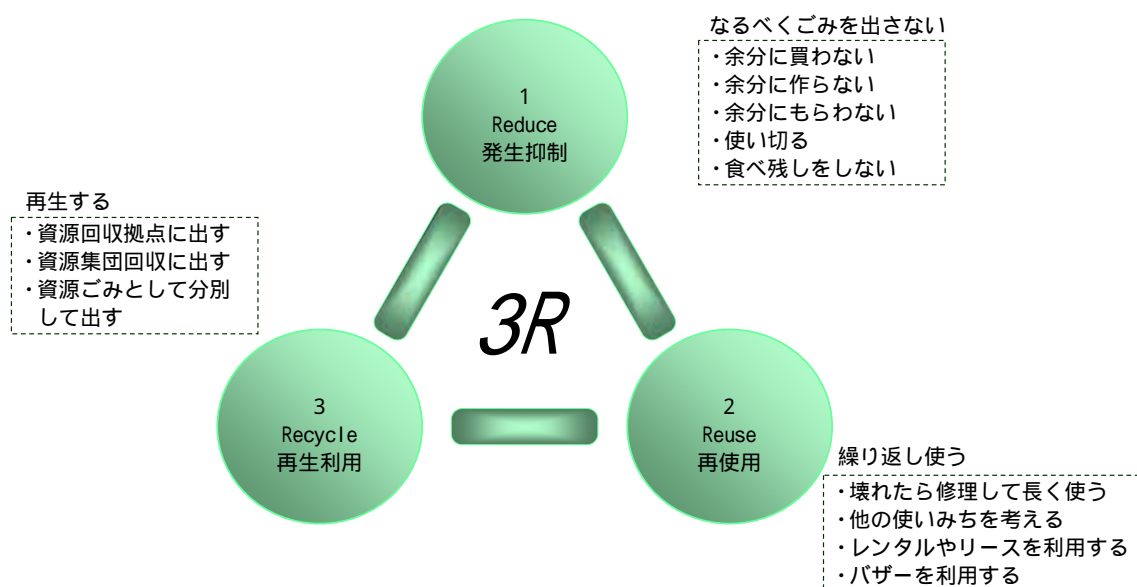
本計画の計画期間、目標年度等は次のとおりです。

初年度	中間目標年度	計画目標年度
平成 24 年度	平成 28 年度	平成 33 年度

第2章 ごみ処理基本計画

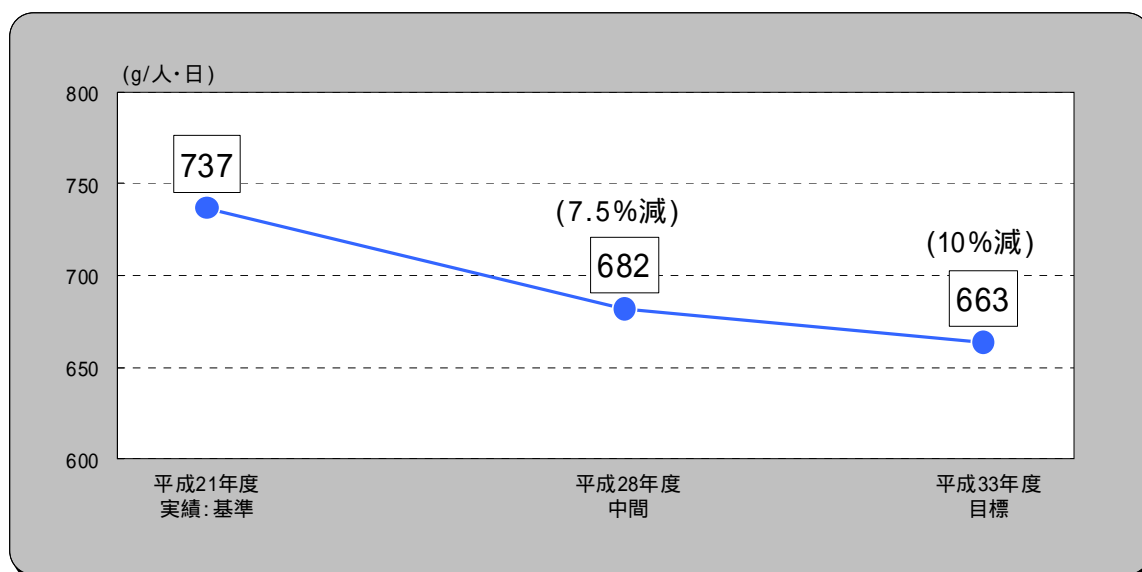
1. ごみ処理基本計画の基本方針

持続可能な資源循環型社会の定着を図るため、市民、事業者の理解と協力のもと3R:リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）の取り組みを推進します。これらの実施に当たっては、取り組む時のエネルギー付加の少ない施策を優先します。

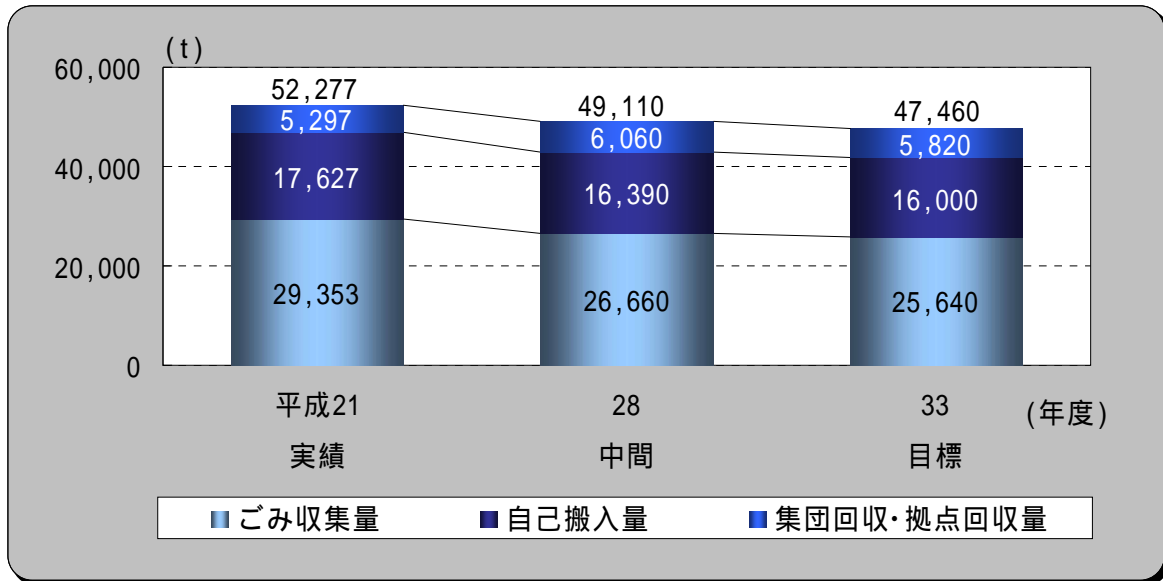


2. 目標設定

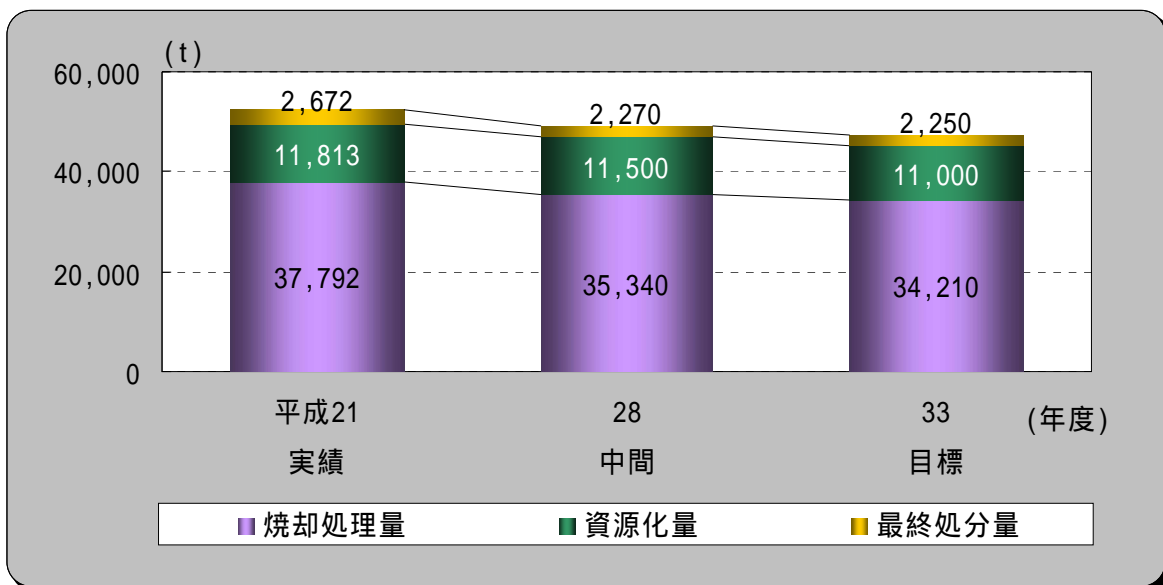
本計画ではごみ排出量原単位を目標指標とします。基準年を平成21年度とし、中間目標年度において基準年の7.5%減となる682g、目標年度において基準年の10%減となる663gを目標とします。



3. ごみ排出量及び処理量の見込み



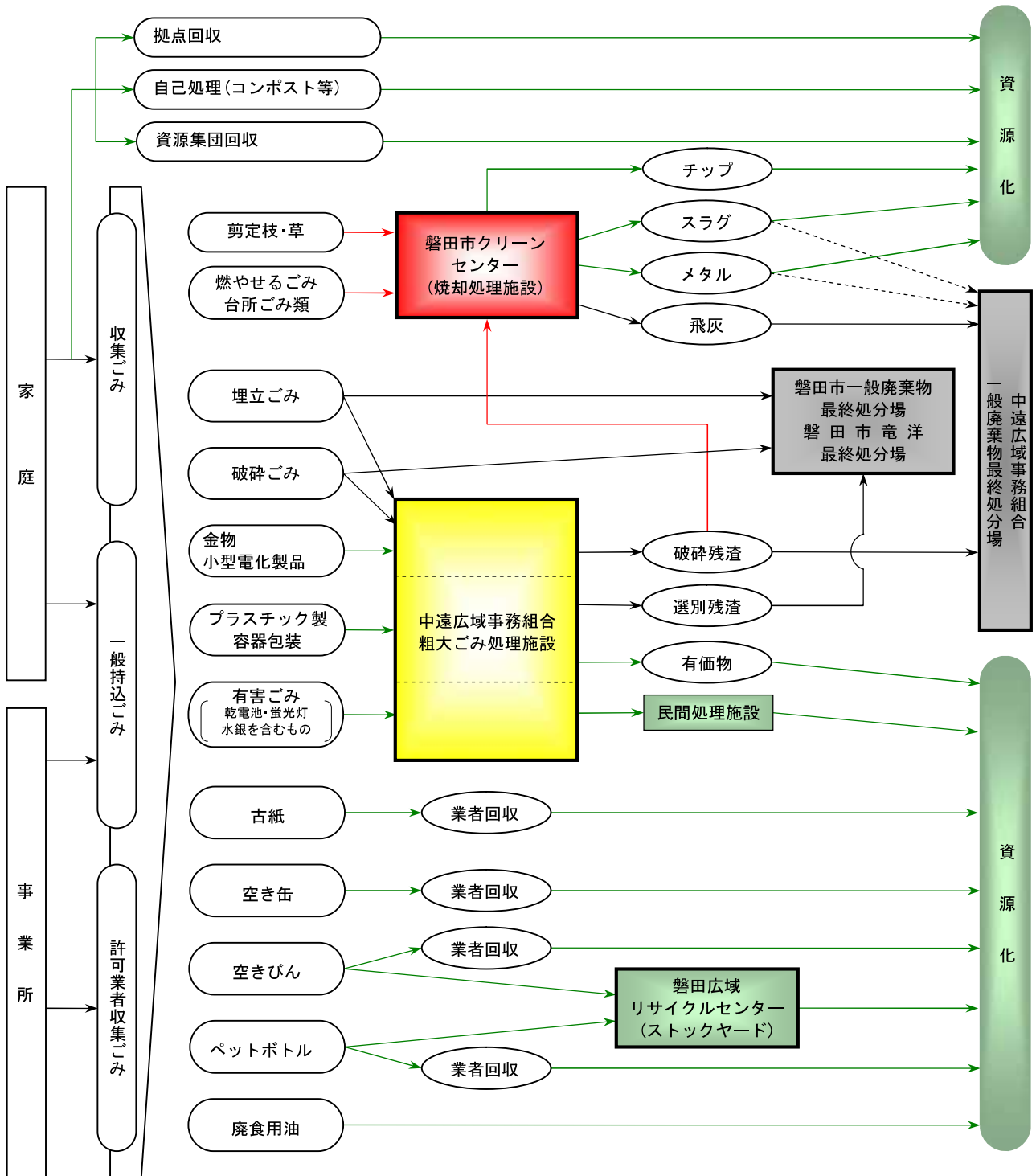
ごみ発生量の見込み



注)本図は、ごみ発生量を処理・処分の区分別に割り振ったもの

ごみ処理量の見込み

4. ごみ処理の流れ



5. ごみの排出抑制・再資源化のための方策に関する事項

行政の役割

市内のごみ排出抑制・再資源化に関する普及啓発、情報発信、環境教育等を行うことによって、市民の自主的な取り組みを促進します。

(1) リデュース(発生抑制)対策

広報・教育・啓発活動

- ・磐田市生涯学習出前講座の実施。
- ・夏休み親子ごみ探検教室の開催。
- ・その他説明会、施設見学会、体験学習会等の実施。
- ・ごみ処理有料化の検討。
- ・生ごみ水切り運動の実施検討。
- ・市ホームページ、「広報いわた」を通じたごみの減量に関する情報発信。

(以下の施策についても行政からの情報発信源としては同じ。)

リデュース(発生抑制)

(2) リユース(再使用)対策

広報・教育・啓発活動

- ・バザー、フリーマーケット等の情報発信。
- ・リサイクルバンク「マガモ」の利用促進のための情報発信。

リユース(再使用)

(3) リサイクル(再生利用)対策

分別収集の実施

- ・資源にするごみの分別収集実施。
- ・廃食用油の分別収集実施。
- ・リサイクルステーションの維持。
- ・古紙リサイクルステーション利用促進のための情報発信。
- ・雑紙等、利用の少ない資源の分別促進のための情報発信。

リサイクル(再生利用)

補助事業の実施

- ・生ごみ堆肥化容器設置費補助金交付制度の継続。
- ・古紙等資源集団回収事業奨励金制度の継続。

リサイクル(再生利用)

処理施設における資源化

- ・磐田市クリーンセンターにおける剪定枝などの木くずのチップ化実施。
- ・磐田市クリーンセンターにおける灰溶融スラグ、メタルの有効利用。
- ・粗大ごみ処理施設における金属類の回収。

リサイクル(再生利用)

市民の役割

自らの生活習慣、消費活動、各種事業への参加等を通じ、自らが排出するごみの排出抑制・再資源化に取り組むものとします。

(1) リデュース(発生抑制)対策

消費活動において

- ・マイバッグの使用。
- ・簡易包装・詰替商品、個別売り、量り売りの選択。
- ・必要量の購入。
- ・長寿命商品の選択。

リデュース(発生抑制)

日常生活において

- ・物品の長期使用。
- ・食材の使い切り、食べ残しの削減、生ごみの水切り。
- ・ごみの排出抑制、再生利用に関するイベントへの参加。

リデュース(発生抑制)

(2) リユース(再使用)対策

消費活動において

- ・リサイクルバンク、バザー、フリーマーケット、リサイクルショップの利用。
- ・レンタル、リースの利用。

リユース(再使用)

日常生活において

- ・家電等を修理して長期使用。
- ・空き箱、古着等の他用途への再利用。

リユース(再使用)

(3) リサイクル(再生利用)対策

消費活動において

- ・環境に配慮した商品、再生品の購入。
- ・環境に配慮した活動を行う事業者の商品等を購入。
- ・家電製品等の買い替え時に販売店での引取を利用。

リサイクル(再生利用)

日常生活において

- ・市の分別区分に従い正しくごみを排出。
- ・資源集団回収事業を利用。
- ・古紙リサイクルステーションを利用。
- ・コンポスト容器等を利用して生ごみを堆肥化。
- ・剪定枝、刈草等は処理施設でチップ化できるよう分別して排出。

リサイクル(再生利用)

事業者の役割

生産、加工、流通、販売等、自らの事業活動に際して自らが排出するごみの排出抑制・再資源化に取り組むとともに、自らが提供する製品等を創意工夫することにより、ごみの排出抑制・再資源化に努めるものとします。

(1) リデュース(発生抑制)対策

販売店等の取り組み

- ・トレイやパックを使用しない量り売り、個別売りの実施。
- ・レジ袋の有料化。

リデュース(発生抑制)

製造業者等の取り組み

- ・包装材の少ない商品パッケージの開発。
- ・製造方法の工夫による材料の使い切り。
- ・適量生産による売れ残りの削減。

リデュース(発生抑制)

一般事業所の取り組み

- ・環境 ISO(14001)、エコアクション 21 認証におけるごみの減量目標の立案。
- ・ゼロエミッションの推進。
- ・文書の電子化推進。

リデュース(発生抑制)

(2) リユース(再使用)対策

販売店等の取り組み

- ・繰り返し使用できる容器を使用した商品の販売。
- ・詰替商品の販売。
- ・家電製品等の耐久消費財の修理を受け付け。

リユース(再使用)

製造業者等の取り組み

- ・繰り返し使用できる容器を使用した商品、詰替商品の開発。
- ・耐久性のある商品、修理しやすい商品の開発。
- ・修理体制の構築。
- ・部品等の再利用促進。

リユース(再使用)

(3) リサイクル(再生利用)対策

販売店等の取り組み

- ・環境に配慮した商品、再生品の販売。
- ・チラシ、包装紙等に再生紙を使用。
- ・資源の回収拠点を設置。

リサイクル(再生利用)

製造業者等の取り組み

- ・再生原料を使用。
- ・再生品の品質改善、コストダウン化。
- ・分別しやすい商品設計、リサイクルマーク等の識別表示。

リサイクル(再生利用)

一般事業所の取り組み

- ・環境に配慮した商品、再生品の購入。
- ・事業所内での分別実施、資源化業者への引き渡し。

リサイクル(再生利用)

6. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本市の分別区分は、既に容器包装など幅広く取り入れているため現状のままとします。

燃やすごみ

分別の区分	内 容	排出方法	収集頻度
燃やせるごみ 台所ごみ類	台所ごみ、紙くず、木片、ふとん類など	指定袋(緑)又は 収集券貼付	週2回
剪定枝・草	枝、草など		

資源にするごみ

分別の区分	内 容	排出方法	収集頻度
空き缶	アルミ缶、スチール缶、 スプレー缶(使い切り、穴をあけたもの)	回収容器 (かご)	月1回
空きびん	白色びん、茶色びん、 その他の色のびん(青・黒・緑等)	コンテナ	月1回
ペットボトル	飲料用、調味料用等	回収容器 (かご)	月1回
廃食用油	植物性食用油	透明容器に入れ 回収容器に出す	月1回
プラスチック製 容器包装	プラスチック製の包装フィルム、ネット、袋、カップ、パック、 トレイ、チューブ、ボトル、キャップ、緩衝材(商品をは め込むもの、包むものなど)等	指定袋(透明)	週1回
金物・ 小型電化製品	小型電化製品、 金属を使用している商品等	指定袋(透明)又は 収集券貼付	月1回
有害ごみ	乾電池、蛍光管、体温計等	専用容器	月1回
古紙	新聞紙(広告を含む)、段ボール、雑誌、雑紙	紙ひもでしばる	月1回

埋め立てるごみ

分別の区分	内 容	排出方法	収集頻度
破碎ごみ	プラスチック製品、革製品、ゴム製品など	指定袋(透明)又は 収集券貼付	月1回
埋立ごみ	陶器、ガラス類、電球、ブロックなど	指定袋(透明)又は 収集券貼付	月1回

7. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

基本方針

市民の理解と協力のもと効率的な収集を行うことのできる体制を構築し、住民サービスの向上を目指します。

収集運搬主体

- ・一般家庭から排出されるごみの収集業務は、民間業者へ委託します。
- ・廃食用油の収集及び粗大ごみの戸別収集については、直営収集とします。
- ・一般家庭から多量に発生する引越ごみ等及び規定の大きさを超える粗大ごみは自己搬入とします。
- ・自己搬入の手段を持たない者に対しては、本市が戸別収集を有料で実施します。
- ・事業系一般廃棄物は、自己搬入又は本市が許可した業者により収集します。

収集運搬計画

その他

収 集 区 域	市全域
排 出 場 所	各地区所定のごみステーション
排 出 方 法	現状通り

収集運搬計画

(2) 中間処理計画

基本方針

市民の協力のもと廃棄物の排出抑制に努めますが、それでもなお排出される廃棄物については、処理に係るエネルギーの少ない方法を優先して資源化を図ります。

燃やすごみについては、衛生処理及び減容化の観点から焼却処理を行います。その際に発生する熱エネルギーの有効利用を図ります。

中間処理の方法

施設名称	事業主体	処理対象物	処理方法	処分方法
磐田市 クリーンセンター	磐田市	・台所ごみ類 ・燃やせるごみ ・粗大ごみ処理施設で発生する破碎残渣	焼却	スラグの資源化 残渣は埋立
		・剪定枝・草	破碎 (チップ化)	資源化
中遠広域 粗大ごみ処理施設	中遠広域 事務組合	・金物 ・小型電化製品 ・自転車	破碎 選別 圧縮	金属の資源化 残渣は埋立
		・有害ごみ (水銀を含むもの)	破碎 梱包	資源化
		・プラスチック製 容器包装	圧縮 梱包	資源化
磐田広域 リサイクルセンター	磐田広域 環境整備事業 共同企業体	・ペットボトル	圧縮 梱包	資源化

中間処理計画

(3) 最終処分計画

基本方針

ごみの排出抑制、再資源化を促進した上で、技術的、経済的、効率的(エネルギー消費など)にみて資源化が困難なものについては減容化、安定化を図り、最終処分場に埋立処分します。

本市が所有する最終処分場は残余容量が減少していることから、排出抑制及び再資源化により最終処分量を可能な限り少なくし延命化に努めます。

本市最終処分場が終了した後にも最終処分を円滑に行うため、処分先を確実に確保できるよう検討します。

最終処分の方法

対象物	処分方法	処分先
磐田市クリーンセンターで発生する飛灰 (薬剤で処理したもの)、溶融不適物	埋立	中遠広域事務組合 一般廃棄物最終処分場
埋立ごみ	埋立	磐田市一般廃棄物最終処分場 磐田市竜洋最終処分場
破碎ごみ		

最終処分計画

8. ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設

磐田市クリーンセンターについては適切な運転管理を行い、処理能力の維持、長寿命化に努めます。

最終処分場

本市最終処分場は計画期間中に終了する見込みであり、中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場も平成28年12月までの使用期限を迎えることから、最終処分の在り方については組合及び組合を構成する市町とも連携して検討していきます。

9. その他ごみの処理に関し必要な事項

廃棄物減量化等推進審議会との連携

廃棄物の排出抑制、再資源化のための施策を実効あるものとするため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会において一般廃棄物処理計画ほか各種施策を審議します。

不法投棄対策

不法投棄対策に関しては、市民、シルバー人材センター、保健所、警察ほか国、県、周辺市町など関係機関と連携し、パトロールの強化、啓発活動の推進などに努めます。

悪質な不法投棄に対しては、「磐田市環境美化条例」に従い処罰するなど、条例、法律等に基づく規制措置を厳格に執行します。

災害廃棄物対策

災害廃棄物に関しては、阪神・淡路大震災時に策定された「震災廃棄物対策指針」、新潟豪雨時に策定された「水害廃棄物対策指針」に従い、また、東日本大震災に伴い制定された各種特別措置法を参考にしながら施設の耐震化、災害廃棄物の仮置き場の確保、広域的処理体制の構築を図ります。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理基本計画の基本方針

生活排水による水質汚濁を防ぐため、生活排水対策の必要性等について住民に理解を求め、積極的に水質保全に取り組んでいく生活環境を築いていくことを目標とし、磐田市環境基本計画において望ましい環境像として掲げる「ともに学び ともに創る 水と緑の彩るまち いわた」の実現を目指します。

また、生活排水対策の基本として生活排水処理施設の整備普及を進めていくこととします。施設整備の基本方針は次の通りです。

公共下水道

人口の密集地域である市街化区域を中心とした下水道計画区域においては、公共下水道の整備を推進し、下水道整備区域内の全ての家庭、事業所等が公共下水道へ接続するよう、啓発・指導を行います。また市街化調整区域の人口密集地については、特定環境保全公共下水道事業の整備を進めます。

農業集落排水処理施設

農業振興地域で、ある程度住居がまとまっている集落を形成している地域には農業集落排水処理施設が整備されています。これらを適正に維持し、地域の水質浄化を図ります。

合併処理浄化槽

次の地域については、合併処理浄化槽による処理を推進します。

- ・住居が分散して立地している下水道整備区域外及び農業集落排水事業の実施区域外の地域。
- ・下水道整備予定区域内であっても、まとまった集落が形成されず経済的に下水道整備が不利で、事業区域には含めず下水道整備区域からの削除を検討する地域。
- ・下水道整備予定区域内であっても、公共下水道が整備されるまでに時間を要する公共下水道の事業区域以外の区域

単独処理浄化槽

単独処理浄化槽を設置している家庭については、各家庭の事情を勘案しつつ、公共下水道若しくは農業集落排水への接続又は合併処理浄化槽への転換を促し、協力を求めます。

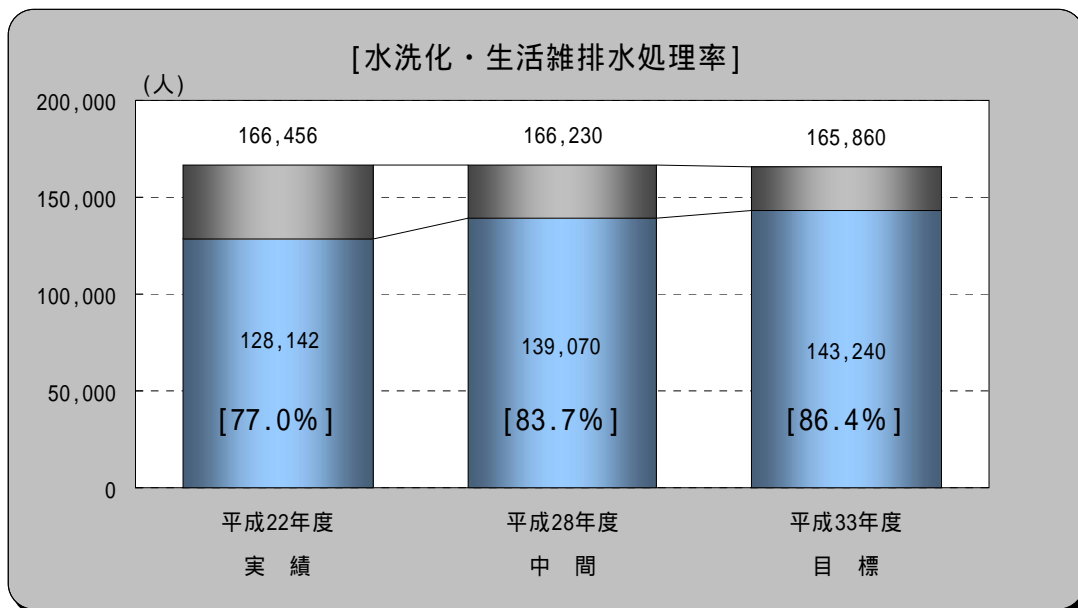
し尿処理施設

浄化槽汚泥及び汲み取り生し尿については、本市が運営管理する衛生プラントで処理します。公共下水道の普及に伴い、全体処理量は減少傾向にあるものの、浄化槽汚泥量が横ばい傾向であるため、施設維持改修を計画的に進め、同施設において長期にわたり安定して処理できるよう努めます。

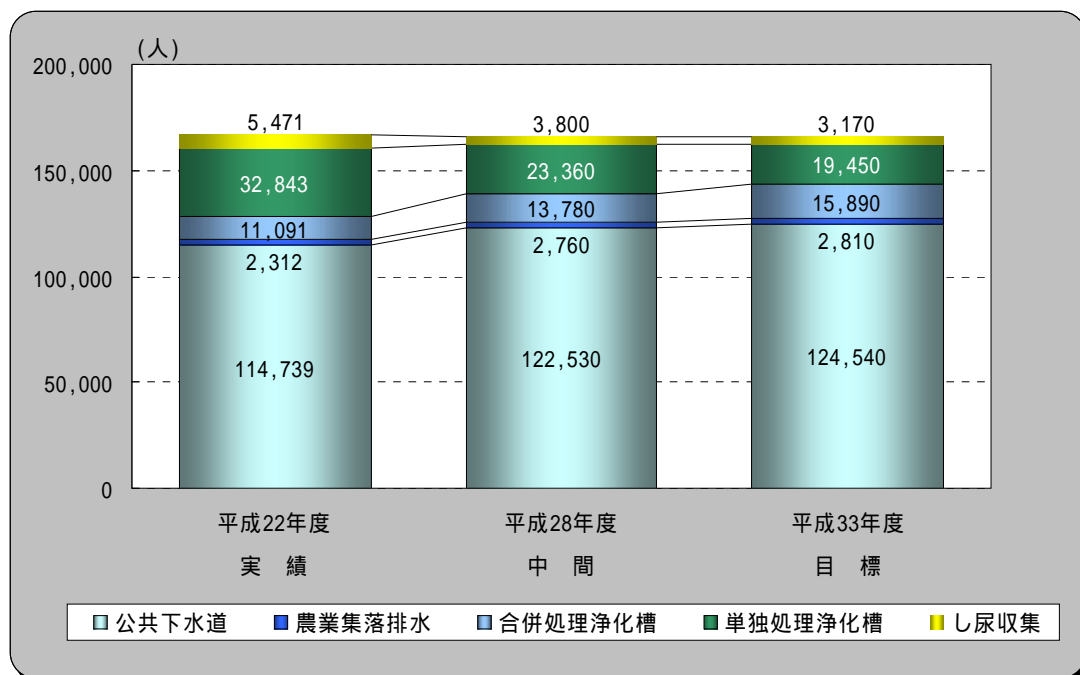
2. 目標設定

本計画では、「水洗化・生活雑排水処理率」を目標に設定する指標とします。「水洗化・生活雑排水処理率」は、家庭等から排出される全ての生活排水を公共下水道等の施設で処理している人口の割合です。

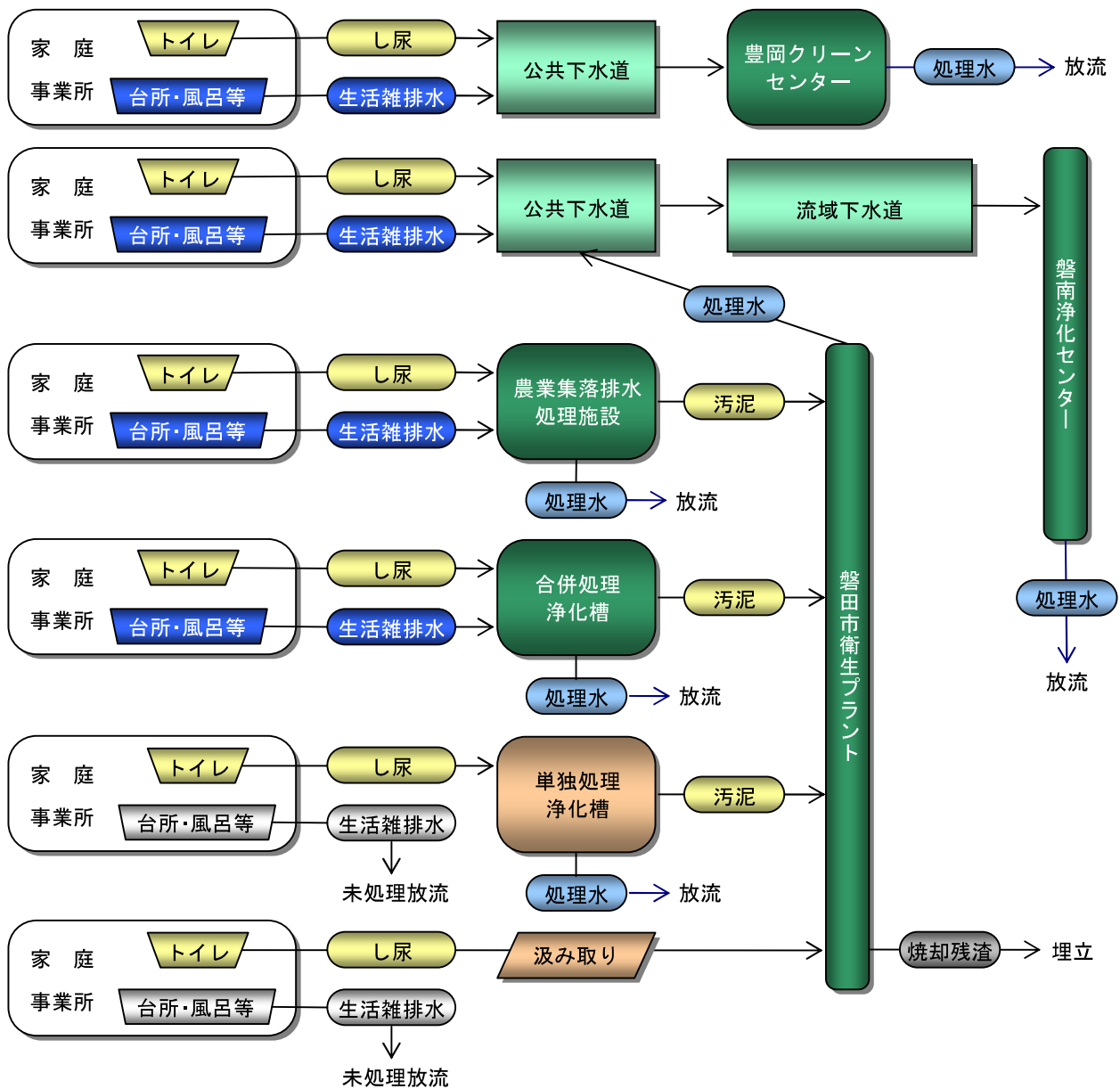
平成22年度実績で77.0%であったものを中間目標の平成28年度には83.7%、目標年度の平成33年度には86.4%とすることを目標とします。



3. 生活排水処理人口の見込み



4. 生活排水処理の流れ



5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

基本方針

許可業者と連携を保ちながら安定した収集業務を維持します。

収集区域の範囲

- ・市全域

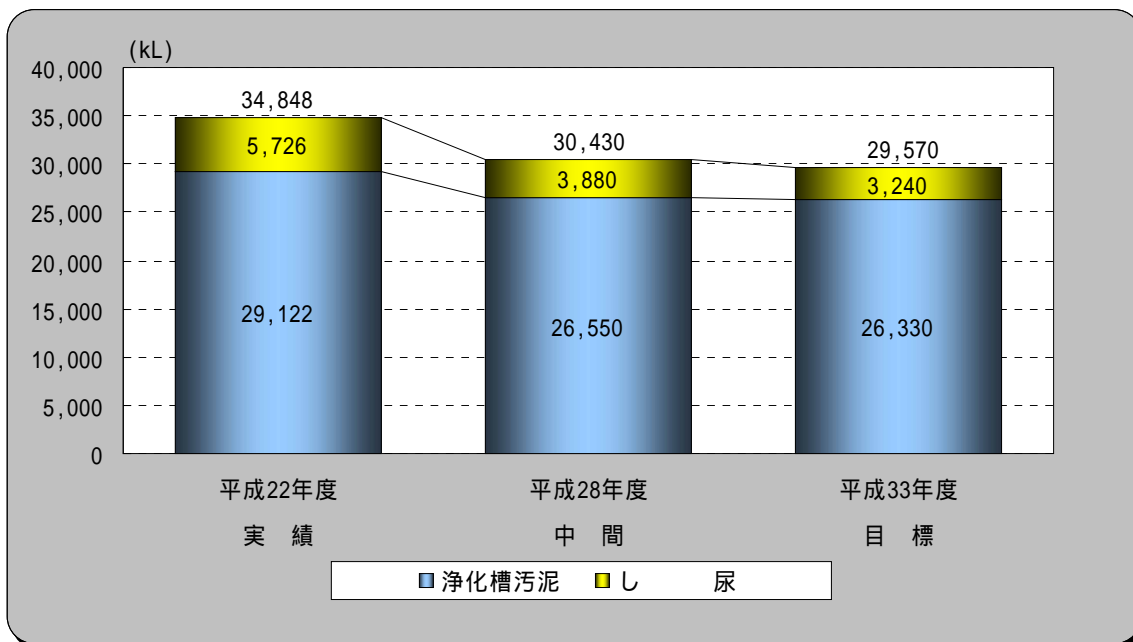
収集運搬計画

収集運搬の方法

- ・収集業務は、直営及び許可制とします。
- ・直営収集は、災害時など緊急対策用として必要なことから維持していくものとし、通常は公共施設の収集を実施します。
- ・許可業者は、一般家庭及び民間事業所のし尿及び浄化槽汚泥の収集を実施します。

収集運搬計画

計画収集量



収集運搬計画

(2) 中間処理計画

基本方針

し尿処理施設「磐田市衛生プラント」において各設備の状況や搬入性状変動に応じた施設運営・運転管理を行い、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を継続することを目標とします。

中間処理の方法

- ・当面は現状と同様に「磐田市衛生プラント」での処理を継続します。
- ・ただし、適正処理の継続に向けた施設の老朽化対策や運転条件の変化への対応、循環型社会に寄与できる処理システムへの変更など、今後の施設のあり方や整備方針等について検討を進めます。

中間処理計画

(3) 最終処分計画

基本方針

し尿処理施設から発生する汚泥等は、衛生処理、減量化の観点から焼却し、埋立処分します。

最終処分の方法

- ・し渣及び汚泥の焼却残渣は、中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場に埋立処分します。

最終処分計画

6. その他生活排水処理に関し必要な事項

住民意識向上のための啓発活動

市ホームページ、広報紙等を活用し、公共用水域の水質保全状況等の情報発信、生活排水対策等の重要性についての啓発を行います。

災害対策

地震、水害等の大規模災害に備え、地域防災計画に従い以下の災害対策を推進します。

- ・処理施設等の耐震化を進める。
- ・広域的な支援体制を構築する。
- ・し尿等収集業者との災害時協力に関する協定を結ぶ。
- ・発災時の行動をマニュアル化する。

参考資料 用語集

【い】

一般廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物をその発生形態や性状の違いから「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大別しています。

一般廃棄物は、主に日常生活に伴って排出されるごみやし尿を指すことが多く、一般家庭から発生するごみを家庭系ごみと呼んでいます。

また、事業所が排出する廃棄物であっても法律に規定のないものは全て一般廃棄物となり、これを事業系一般廃棄物と呼んでいます。

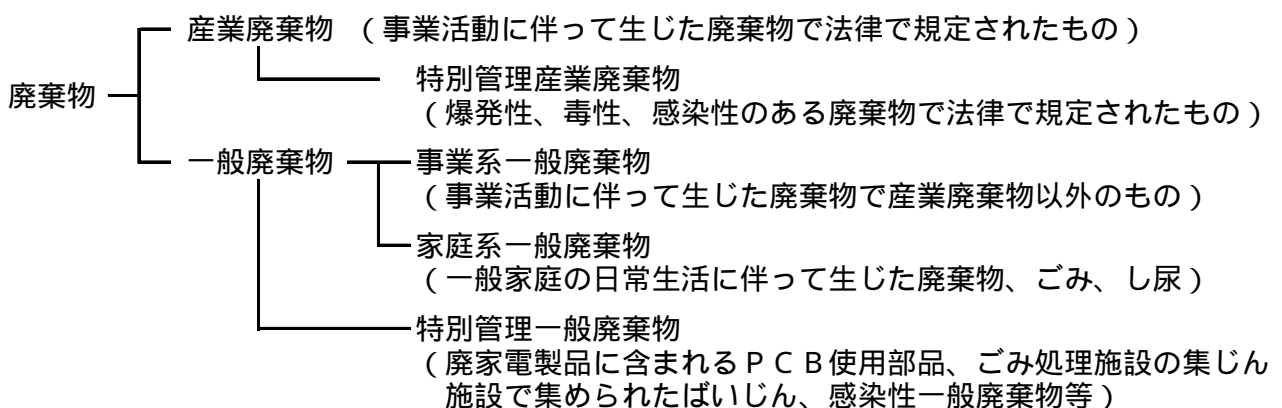
一般廃棄物のうち、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのあるものについては特別管理一般廃棄物として政令で指定し、その処理処分に厳しい基準を課しています。

法律上の定義は次の通り。

「廃棄物処理法」第2条

- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

*: 「産業廃棄物」参照



【か】

家庭系ごみ

一般家庭から発生するごみを指す。本計画では、市の定期収集に出されるごみ並びに実績値を把握している資源集団回収及び古紙拠点回収に出される資源物を家庭系ごみとして扱っています。

【さ】

産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油など、廃棄物処理法で種類を限定し、一部は廃棄物を排出する業種についても限定しています。

産業廃棄物のうち、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのあるものについては特別管理産業廃棄物として政令で指定し、その処理処分に厳しい基準を課しています。

法律上の定義は次の通り。

「廃棄物処理法」第2条

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

【し】

事業系ごみ

事業所等から発生するごみを指す。事業所が排出する廃棄物であっても法律に規定のないものは全て一般廃棄物となり、これを事業系一般廃棄物と呼んでいます。本計画では計算の便宜上、自己搬入ごみ及び許可業者が搬入したごみを事業系ごみとして扱っています。

*:「産業廃棄物」参照

し 渣

収集したし尿に含まれるプラスチック、衣類等の混入物。夾雑物きょうざつぶつと呼ぶ場合もあります。汚水処理工程では処理できないので、ほとんどの処理施設では初期工程で除去され、汚水処理で発生する汚泥と共に焼却されます。

資源循環型社会

自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、取り出した資源は長期間社会で使用し、使用済みとなったものも循環資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基本とする、環境への負荷をできる限り少なくした社会。

【す】

スラグ

清掃工場で、ごみや焼却灰を溶融処理することにより生成されるガラス状固化物。土木工事で埋戻し材やアスファルト合材などに有効利用されます。

【は】

廃棄物

人の活動に伴って発生するもので、ごみなどの汚物や利用したり売却したりできないために不要になった全ての固形状又は液状のものをいいます。

法律上の定義は次の通り。

「廃棄物処理法」

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

「循環型社会形成推進基本法」第2条第2項

この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

【ひ】

飛灰（ひばい：フライアッシュ）

物質が燃焼して生成される灰のうち、微小粒子で排ガスと共に飛ばされるもの。焼却炉の底に残る灰を主灰（しゅばい：ボトムアッシュ）と違って区別することもあります。集じん器によって集められるほか、ダクトやガス冷却装置等の壁に付着したものも含まれます。焼却施設で生成されるダイオキシン類のほとんどは飛灰に含まれるほか、鉛、亜鉛、カドミウムなどの低沸点重金属も含まれるため、特別管理廃棄物に指定されていて、中間処理後に埋立処分されます。

【め】

メタル

ごみや焼却灰を溶融すると含有していた金属類が比重差により分離し、冷却した際にスラグとは別に固化します。この分離した金属類をメタルと呼んでいます。

【よ】

溶融処理

固形状のごみや灰を高温で溶かして液状にし、それを冷却してガラス状の固形物（スラグ）を生成し、安定化、無害化、減容化する処理方法。